

政治資金規正法に基づく制度の厳格化を求める意見書

政治資金については、国会議員等の不祥事が発覚するたびに、再発防止策が議論され、政治資金規正法の改正が行われてきた。

今回、政治資金収支報告書の不記載など、政治資金規正法違反の疑いにより、現職の国会議員や政治団体の会計責任者が逮捕・起訴される事態に進展するなど、国民の政治に対する信頼を大きく損ねる状況となっている。

政治資金規正法は、「政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与すること」を目的とし、基本理念として「政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑念を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない」と規定されている。

については、国におかれては、政治資金規正法の目的・基本理念に立ち返り、国民の疑念を払拭し、信頼回復に向けて真相の究明を行うとともに、民主政治の健全な発達に寄与することができるよう、徹底した議論を行い、政治資金規正法に基づく制度の厳格化と透明化に向けた改正や運用の明確化が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月29日

京都府精華町議会
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官